令和5年度市民税・県民税
申告受付相談が始まります

▽問い合わせ先＝税務課市民税係（☎内線153・154）

＜申告が必要か確認してみましょう＞

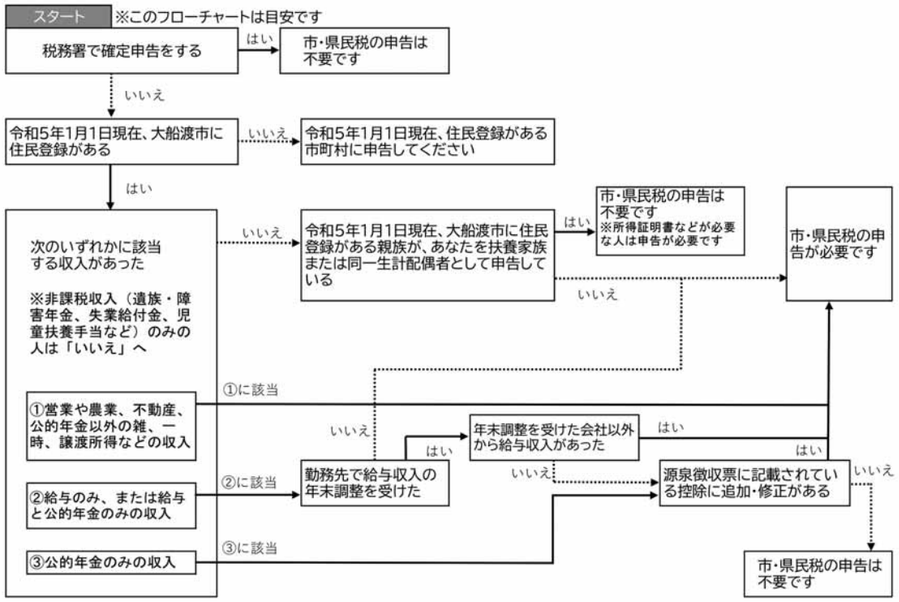

市では、2月15日（水）から3月15日（水）までの期間、令和5年度市民税・県民税申告受付相談を行います。

▽**日程**＝3ページのとおり

▽**申告書を送付する人**＝令和5年1月1日現在、本市に住民登録している18歳以上の人で、**前年度に本市で市民税・県民税の申告をした人（確定申告を除く）**

※申告書が送付されていなくても、必要な人は申告をしてください。

※申告書、附表、申告の手びきは、市役所本庁税務課、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

公的年金などの受給者の皆さんへ

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は必要ありませんが、市民税・県民税の申告が必要です。

※各種控除を適用し、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

※「令和4年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を日本年金機構に提出していない人は、扶養控除などが適用されていない場合があります。

適用については、お手元の「公的年金等の源泉徴収票」を確認ください。

収入がなくても申告が必要な場合

令和4年中に収入がない場合でも、市民税・県民税の申告をしていないと、国民健康保険税の軽減が受けられなかったり、保育料の算定などに影響することがあります。

また、所得証明書などを発行するためには、申告が必要です。

※遺族年金、障害年金、失業給付などは非課税所得となりますが、これらの所得のみの人も申告が必要です。

▽**提出方法**

①郵送での提出

※送付先＝税務課市民税係

②申告受付相談会場での提出

③市役所などでの提出

※提出先＝本庁税務課市民税係（7番窓口）、三陸支所、綾里・吉浜地域振興出張所

▽**提出期限**＝3月15日（水）

住宅借入金等特別控除と配当割額・株式等譲渡所得割額の控除の適用を受ける皆さんへ

これらの控除の適用を受ける場合は、申告が必要です。

なお、配当割額および株式等譲渡所得割額については、市民税・県民税の納税通知書が送達されるまでに申告がない場合は、控除が適用されませんので注意してください。

相談会場に次のものを忘れずに持参ください

①給与や公的年金などの収入がある人＝給与や公的年金などの源泉徴収票

②営業、農業、不動産などの収入がある人＝収入、経費が分かる明細書や領収書などの資料

③各種控除の適用を受ける人＝生命保険料の支払証明書など、各種控除を確認できる資料

④通帳など口座番号が確認できるもの

⑤申告者と扶養親族のマイナンバー（個人番号）および申告者の本人確認書類

■申告書にはマイナンバーの記載が必要です

申告には、次のマイナンバーの記載された書類が必要です。

▽**必要書類**＝マイナンバーカードまたは次の2点

①通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し

②運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

※申告書を郵送で提出する場合は、これらの書類の写しを同封してください。

申告に必要な資料などを発行します

市では、申告の際に必要な税の領収書などを紛失した人に、次の資料を発行します。

▽**発行できる資料**＝令和4年分の国民健康保険税、固定資産税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の「納付額のお知らせ」

※公的年金（遺族年金、障害年金を除く）から特別徴収されている税・保険料を除く。

▽**手数料**＝無料

▽**発行場所**

・市役所本庁税務課

・三陸支所

・綾里・吉浜地域振興出張所

■新型コロナウイルス感染症対策のため、以下に協力ください

・会場でのマスクの着用および手指の消毒

・窓口の混雑緩和のため、申告の手びきの記載例を見ながら、ご自身での申告書の作成や資料の整理

・郵送での提出

・発熱があるなど体調不良の人は、来場を控えてください。

令和５年度市民税・県民税申告受付相談日程表

■市役所会場

期　日	会　場	受付時間
２月15日（水）～３月３日（金） ※土・日・祝日は休みですが、２月26日（日）のみ受け付けを行います。	地階大会議室	午前９時～午後３時

■臨時会場

期　日	会　場	受付時間
３月７日（火）～10日（金）	三陸公民館	午前９時30分～午後３時
３月13日（月）	三陸公民館	午前９時30分～正午
３月14日（火）	ふるさとセンター（末崎町）	午前９時30分～午後３時
３月15日（水）	ふるさとセンター（末崎町）	午前９時30分～正午

※３月６日（月）は申告受付相談を行いません。

※住んでいる地域に関わらず、どの会場でも申告できます。

市民税・県民税の租税条約適用の手続きを忘れずに

租税条約とは、所得税、法人税、地方税の二重課税の回避や脱税防止のために、日本と相手国との間で特別に条約を定めたものをいい、相手国によってそれぞれ内容が異なります。

租税条約締結国からの留学生、事業修習者などで一定の要件を満たす場合は、所得税や市民税・県民税が免除される場合があります。

市民税・県民税の免除を受けようとする場合は、市役所本庁税務課で手続きが必要です。

■市民税・県民税の免除手続き

▷**提出書類**

①租税条約の規定による市民税・県民税免除に関する届出書（市ホームページからダウンロードできます）

②税務署に提出した「租税条約に関する届出」の写し

▷**提出期限＝３月15日（水）【期限厳守】**

▷**その他**

・租税条約の対象期間中は、毎年手続きが必要です。

手続きをしていない年は、市民税・県民税が免除されませんので、給与支払者の皆さんは注意してください。

・租税条約の詳しい内容、所得税の免除を受けるための手続きは、国税庁ホームページをご覧になるか、大船渡税務署（☎㉖3481）へ問い合わせください。

▷**問い合わせ先**＝税務課市民税係（☎内線154）

▷問い合わせ＝市役所☎0192㉗3111